

マンション管理組合の役員さん必聴！

こうべ・すまい楽校「マンション管理連続講座」受講者募集！

マンション管理組合の役員になられた方や興味をお持ちの方を対象に、マンション管理に関する基本的なことや最近の動向など、幅広く学ぶことができる講座を開催します。



平成22年9月10日(金)必着。
※申込多数の場合は抽選。

◆日程・テーマ・講師（予定）

- ① 10月 9日（土）「マンションを元気にするために」（マンション学会 副会長／藤本佳子氏）
- ② 10月 23日（土）「法律の目でみるトラブルと対応策」（弁護士／戎正晴氏）
- ③ 11月 6日（土）「マンション管理の変遷と今後のあり方」（兵庫県マンション管理士会）
- ④ 12月 4日（土）「管理組合の財政のあらまし」（兵庫県弁護士会）
- ⑤ 12月 18日（土）「管理会社との上手な付き合い方」（高層住宅管理業協会 関西支部）
- ⑥ 1月 22日（土）「建物を長持ちさせるためには」（兵庫県建築士事務所協会 神戸支部）

◆募集概要

- 場所：神戸市水道局たちはな職員研修センター（最寄駅／地下鉄大倉山駅・高速神戸駅・JR神戸駅）
○時間：各回とも午後2時～4時（予定） ○定員：120名 ○受講料：1,000円（6回分、初回に徴収）
○申込み：氏名（フリガナ）、住所、マンション名、連絡先（電話、FAX、Eメールアドレス）を明記し、郵送・
FAX（078-222-0106）・Eメール（mansionnet@kobe-jk.or.jp）にて申込み。

▶▶ 問合せ先 すまいるネット「マンション支援係」 TEL：078-222-0186

第1回 センター長のつぶやき

すまいるネットが開設されて今年で10年。この間、業務の範囲は広がるもの、市民からのすまいに関する相談対応が基幹業務であることに変わりはない。10年間に受けた相談件数は積もり積もって60,000件。◆賃貸借契約の敷引き・原状回復の程度、請負契約のトラブル、相隣関係の騒音・振動・水漏れ・境界からの距離等はいつの時代も不变の相談テーマ。◆時代を反映する際物では、被災関連、耐震偽装、悪質訪問販売の修理、すまいの耐震化、高齢者の住替え、マンション居住者の高齢化や賃貸化など。◆世に相談のタネは尽きまじ。◆一人で悩まず、まずは気軽にご相談を。

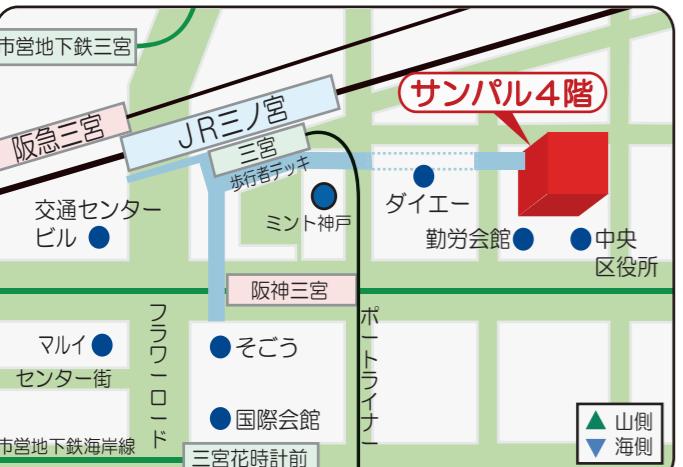
神戸市すまいの安心支援センター
すまいるネット

土・日・祝日も営業（水曜日定休）

営業時間／午前10時～午後5時

三宮駅から徒歩5分「サンパル」4階

8月14日～15日は
臨時休業です。



国指定 重要文化財箱木家住宅『箱木千年家』（神戸市北区山田町衝原字道南1-4）【公開】4月1日～9月30日、10月1日～3月31日（大人300円、小・中学生150円）

神戸市が発信する“よりよい住まいづくり”情報紙

すまいるネット通信

すまいるネット 神戸

検索

発行／神戸市すまいの安心支援センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通5-3-1 サンパル4階
電話 (078)222-0186 FAX (078)222-0106



すまいるネットとは？

すまいの安心支援センターの愛称です。神戸市の外郭団体で、すまいの相談、耐震診断や工事補助金の受け付けをしているところです。一戸建て・マンション・高齢者住み替え相談・業者選びのお手伝いなど、すまいのことなら何でもどうぞ！

ホームページの人気コーナー「よくある相談（Q&A）」の紹介

第5回 『住宅版エコポイント編』

よくある相談（Q&A）では、300問を超える相談を紹介しています。ぜひ、ご参考にしてください。

q.1 自宅の新築（またはリフォーム）を検討中です。新聞等で「住宅版エコポイント」の制度が創設されたとありました。制度の概要を教えてください。（40代 男性）

a.1 住宅版エコポイント制度は地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的として平成22年度に国土交通省、経済産業省、環境省の三省合同事業として実施されました。エコポイント制度の対象となるエコ住宅を新築された方やエコリフォームをされた方に対して一定のポイントを発行し、これを使って省エネ・環境配慮製品や地域産品、商品券・プリペイドカードといった様々な商品との交換や追加工事の費用に充当することができる制度です。

q.2 「住宅版エコポイント」の対象となるリフォームや新築の工事は、どのような工事ですか。

a.2 住宅版エコポイント発行の対象となる工事は、以下のとおりです。

平成21年12月8日～平成22年12月31日に着工かつ、平成22年1月28日以降に工事が完了したもの

1. エコリフォームの場合 窓の断熱改修 外壁、屋根・天井、床の断熱改修
これらにあわせてバリアフリーリフォームを行う場合、ポイント加算
2. エコ住宅の新築の場合 省エネ法のトップランナー基準相当の住宅 省エネ基準を満たす木造住宅

また、ポイント申請期限は平成23年3月31日まで。ポイント交換期限は平成25年3月31日まで。制度の詳細については、住宅版エコポイントのホームページをご覧ください。
<http://jutaku.eco-points.jp/> 制度は終了しました。

すまいに関するお悩みは、すまいるネットへご相談下さい。建築士、消費生活相談員、融資相談員（ファインシャル・ランサー）などの「すまいの相談員」が無料でアドバイスいたします。

ご利用は、窓口または相談専用ダイヤル（078）-222-0005（10時～17時：水曜定休日）まで。



